アクトス Will_G 会員会則

第１条（定義）

アクトス Will_G（以下、「クラブ」という）は、セルフトレーニングシステム（自己責任による運動）により低価格的な会費を設定しているため、クラブの会則、利用方法を遵守し自己責任の下、ご利用いただく施設です。

第２条（運営管理）

当クラブは、株式会社アクトス（または株式会社アクトスとのフランチャイズ契約者）（以下、「当社」という）がその運営を行います。

第３条（当社の損害賠償責任の免除）

１．当社は、施設内における人的・物的事故において当クラブの責めに帰すべき事由がない場合、損害賠償の責任を負いません。

２．当クラブの会員・利用者は、利用中に発生した盗難、負傷、疾病の発生及び悪化について、自己責任で対処していただきます。

但し、クラブの責めに帰すべき事由があった場合はその限りではありません。

第４条（会員の損害賠償責任）

会員・利用者は、当クラブ施設の利用中、自己の責任に帰すべき理由により、当クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとします。

第５条（会員資格）

会員は、以下に該当する方とします。

１．クラブの目的に同意する方。

２．クラブの会員としてふさわしい、品位のある方。

３．１５歳以上の年齢に達しており、医師等から運動を禁止されていない方。

４．暴力団等、反社会的勢力に関係していない方。（暴力団等の関係者でなくなった日から５年を経過しない者を含む）

５．刺青（タトゥーを含む）をされている方において、館内何れの場所においても露出されないことを順守いただける方。

６．日本在住で、日本語を理解できる方。

７．クラブからの指示に従っていただける方。

８．当社が適当と認めた方。

９．過去に当社または他社の運営するスポーツクラブ等において、除名等の処分を受けたことがない方。

１０．性同一性障害や性的マイノリティの方については、当社が別途定める基準に従い個別に検討した上で、当クラブの利用を認めることとします。

以上の定めは、法人会員の構成員についても適用します。

第６条（禁止事項）

当社は当クラブ内および周辺において、以下の行為を禁止します。

１．他のお客様または当社スタッフに対しての叩く、蹴る、押す、掴む、その他の暴力行為、または暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけなど、他人が恐怖を感じるような危険な行為。大声で叫ぶ又は大きな音を立てる等の行為、待ち伏せ、尾行、つきまとい、強要、その他の迷惑行為や不適切な行動。

２．窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、その他法令または公序良俗に反する行為。

３．当クラブの設備等の持ち出しや、叩く、蹴る、落書きするなどによる損壊。当クラブ所定の場所以外での排泄による汚損。

４．当クラブ内への刃物等の危険物の持ち込み。

５．当クラブ内での政治活動、宗教活動。

６．当クラブにおいて許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ビラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等。

７．酒気を帯びての当クラブへの入館、または当クラブの利用。

８．許可のない当クラブの設備や特定のエリア等の長時間の独占。

９．会費、事務手数料、利用料等その他の未払債務を履行せず、当クラブを利用すること。

１０．当社からの回答後も同じ意見、要望等を繰り返し、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等を求めること。

第７条（利用の禁止）

会員・利用者が以下の各項目に該当する事由があると判断したときは、会員・利用者に対して当クラブの設備の一部、又は全部の利用の中止、クラブからの退去を求めることができるものとします。

１．第５条（会員資格）に反することが判明した方。

２．本会則、およびクラブの諸規則を遵守いただけない方。

３．体調不良、伝染病など他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。

４．会員の言動に対して、当クラブの安全配慮および秩序の維持から、当社が不適当と判断した方。

５．自身の行動に制御が効かない状況にあり、他の利用者に影響が及ぶ恐れがあると考えられる方。

６．その他クラブの施設を利用することが困難であると当社が判断した方。

以上の定めは、法人会員の構成員についても適用します。

第８条（会員資格の喪失）

会員が下記の一つでも該当した場合は、その資格を失います。

１．会員が退会したとき。

２．会員が除名されたとき。

３．会員が死亡したとき。

４．入会時に虚偽の申告をしたとき、及び会員資格が無いことが判明したとき。

第９条（除名）

会員が下記の一つでも該当した場合は、当社の判断により会員を除名することができるものとします。

１．本会則、当クラブの定める利用規則、利用方法に違反したとき。

２．当クラブの名誉、信用を傷つけ、又は秩序を乱したとき。

３．諸会費、諸費用の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。

４．当クラブの施設を故意に破損したとき。

５．当社が会員として不適当と認めたとき。

第１０条（入会の手続き）

当クラブに入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、当社の承認を得て、登録手数料と月会費を納入することにより、会員となるものとします。会員の利用開始日は各月の 1 日からと 16 日からの選択ができます。月会費の金額につきましては、1 日から利用希望の場合は月会費の全額、16 日から利用希望の場合は月会費の半額とします。

第１１条（登録手数料・月会費・諸費用）

会員は、別に定めた登録手数料・月会費、諸費用を当社に納入しなければなりません。

当社がやむを得ないと判断した場合以外は登録手数料、月会費等は返却しないものとします。登録手数料は契約開始日（第１０条に規定する所定の申し込み手続きを行って当社の承認を得た日を指します）以降の申し出の場合返却しません。

また、利用の有無に関わらず、退会月まで所定の月会費、諸費用を支払うものとします。

会員が下記に該当する場合は、やむを得ない理由と判断します。

１．会員が死亡したとき。

２．急なる転勤により転居した場合。

３．怪我、病気により１ヶ月以上の休養が必要な場合。

但し、当月中の申し出については、当月以前の会費等は返却しないものとします。

当社は本会則に基づいて会員が負担すべき登録手数料・月会費等を社会情勢・経済情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができるものとします。

なお、その場合、当社は１ヶ月前までに会員に告知するものとし、その方法は当クラブ施設内に掲示及び当社のホームページへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。

第１２条（遅延事務処理手数料）

会員が口座振替による諸会費等の支払いにおいて遅延が発生した場合、払込票の作成や発送等にかかる諸費用として、遅延が生じた月毎に別途定めた事務処理手数料を、未納の会費と合わせて支払うものとします。

諸会費等の遅延があった会員に対しては、金融機関からの口座振替結果を受け取った日から３日以内に払込票を発送します。払込票に記載の場所にて、記載金額を記載期日までに払い込みをするものとします。

第１３条（会員証・利用券）

１．当社は、会員に対し会員証を発行します。

２．会員が当クラブを利用する場合は、会員証を提示するか、当社が発行した会員番号を明記した利用券を提出するものとします。

３．会員証の譲渡・貸与はできません。

４．当社が特に認めた場合は、上記の限りではありません。

第１４条（会員の移籍）

会員が現在登録している当クラブから、他クラブへの移籍制度はありません。そのため、登録店舗の変更をご希望の場合には、当クラブにて所定の退会手続きを行った後、入会ご希望の他クラブにて所定の入会手続きを行うものとします。

第１５条（退会・休会）

会員が当クラブを退会する場合は、利用最終月の 1 日～10 日（10 日が休館日の場合は前日）の届出期間内に所定の方法により手続きをすることで、当月末をもって退会となります。諸経費・諸費用などの未納がある場合は、手続き時に完納する必要があります。未納分は完納するまで退会後も支払い義務を負うものとします。

会員が、当クラブに対して退会の意思を口頭や電話、電子メール、その他の手段で伝えたと主張しても、当クラブ所定の退会手続を適切に完了していない限りは、会員の契約は継続し退会とはみなさないものとします。

会員が連続して 3 ヶ月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は、当該会員を退会とすることができるものとします。なお、これにより未納の会費、利用料等の支払義務が免除されるものではありません。

会員が当クラブを休会する場合は、休会希望月の前月 1 日～10 日（10 日が休館日の場合は前日）の届出期間内に所定の方法により手続きをし、当クラブが定める休会費を所定の方法にて納入することで、１ヶ月単位で休会することができます。

第１６条（休業・制限・閉鎖・閉店・改造）

当社は定めた休業日の他やむを得ない事由が発生した場合、休業・制限・閉鎖・閉店・改造することができます。この場合、会員は補償その他、何ら請求・異議の申し立てをすることはできません。

１．天候、災害、その他により開館が不可能と判断したとき。

２．当社が営業している施設が休館したとき。

３．当クラブの改修、補修、点検等を行うとき。

４．法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢等によるとき。

５．経営上、当社が必要と判断したとき。

６．当社が運営上必要と認めたとき。

第１７条（ビジター）

当社は以下の場合、会員以外の者（以下ビジターという）に当クラブ施設を利用させることができるものとします。

１．会則第５条（会員資格）の条件を満たすことのできる者で、当クラブが特に認めたとき。

２．公共的な要請により、当社が認めたとき。

当社は施設運営上、ビジターの施設利用範囲を制限することがあります。

第１８条（変更届）

会員は、住所又は連絡先等、入会申込書記載事項に変更のあった場合は、速やかに当クラブに変更届を提出するものとします。当社から会員に対する通知連絡等は、届け出住所宛てに行えば足りるものとします。

第１９条（各種手数料、諸費用等）

会員証カードおよびオプション利用専用カードの再発行手数料、契約ロッカーキー紛失の場合の諸費用等については、別に定めるものとします。

第２０条（拾得物）

当クラブは、拾得物について、当社が別途定める保管期間経過後に処分することができるものとします。ただし、テナント管理会社の管理規則等により別途で定めのある場合はその管理規則に準じるものとします。

なお、安全衛生上の問題があると判断する場合は、当該保管期間に限らず処分することができるものとします。 また、貴重品については最寄りの警察署へ届け出るものとします。

第２１条（告知および連絡）

１．本会則に別途定めがある場合を除き、当クラブが会員に対して行う告知およびご連絡は、原則として当クラブのホームページおよび当クラブ施設内での掲示によるものとし、会員は、当クラブからの告知および連絡に留意するものとします。また、当クラブにおけるキャンペーンやその他の告知内容を、会員が認識されなかったことについて、当クラブは、何らの責任も負わないものとします。

２．前項にもかかわらず、当クラブは、告知および連絡の内容・性質に応じて、会員への郵送、電子的手法等、当クラブ施設内での掲示、配布物の配布、口頭での声掛けなど、当クラブの判断する手段により、告知および連絡を行うものとします。また、当クラブからの連絡を予め拒否されている会員に対しても、当クラブが必要と判断した場合には、連絡を行うことができるものとします。

３．当クラブから会員への郵送または電子的手法等は、会員が当クラブに申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法での連絡が会員に到達しなかったことについて、当クラブは何らの責任を負わないものとします。

第２２条（個人情報保護方針）

当社は、当社が保有する個人情報を、当社が別途定める『個人情報保護方針』および『個人情報の取扱いに関して』に基づいて管理・保護します。

第２３条（管轄合意）

本会則に定めの無い事項及び本会則に関連する裁判上の紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所（もしくはフランチャイズ契約をしている運営会社本社がある所在地の裁判所）を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２４条（本会則の改定）

当社は、本会則、利用規定、その他、当クラブの運営、管理に関する事項を改定することができるものとします。

これらに関する改定については、改定する１ヶ月前までに当クラブ施設内に掲示及びホームページへ掲載することにより通知するものとします。また、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

２０２２年　7月１日　一部改定
２０２３年　6月２日　一部改定
２０２４年１０月１日　一部改定
２０２４年１２月１日　一部改定

別紙　アクトスWill_G会員会則　特記事項

アクトスWill_G南安城店、野々市南店に適用（2026年6月1日より）

第１０条（入会の手続き）
・当クラブに入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、当社の承認を得て、登録手数料と月会費を納入することにより、会員となるものとします。
→当クラブに入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、当社の承認を得て、月会費を納入することにより、会員となるものとします。

第１１条（登録手数料・月会費・諸費用）　　→　　第１１条（月会費・諸費用）
・会員は、別に定めた登録手数料・月会費、諸費用を当社に納入しなければなりません。
→会員は、別に定めた月会費、諸費用を当社に納入しなければなりません。

・当社がやむを得ないと判断した場合以外は登録手数料、月会費等は返却しないものとします。
→当社がやむを得ないと判断した場合以外は月会費等は返却しないものとします。

・登録手数料は契約開始日（第１０条に規定する所定の申し込み手続きを行って当社の承認を得た日を指します）以降の申し出の場合返却しません。
→削除

・当社は本会則に基づいて会員が負担すべき登録手数料・月会費等を社会情勢・経済情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができるものとします。
→当社は本会則に基づいて会員が負担すべき月会費等を社会情勢・経済情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができるものとします。

第１５条（退会・休会）
・会員が当クラブを休会する場合は、休会希望月の前月1日～10日（10日が休館日の場合は前日）の届出期間内に所定の方法により手続きをし、
当クラブが定める休会費を所定の方法にて納入することで、1ヶ月単位で休会することができます。
→会員が当クラブを休会する場合は、休会希望月の前月1日～10日（10日が休館日の場合は前日）の届出期間内に所定の方法により手続きをすることで、
休会することができます。

別紙　アクトスWill_G会員会則　特記事項

アクトスWill_G領下店に適用（2026年6月1日より）

第１５条（退会･休会）

・会員が当クラブを休会する場合は、休会希望月の前月1日～10日（10日が休館日の場合は前日）の届出期間内に所定の方法により手続きをし、
　当クラブが定める休会費を所定の方法にて納入することで、1ヶ月単位で休会することができます。

→会員が当クラブを休会する場合は、休会希望月の前月1日～10日（10日が休館日の場合は前日）の届出期間内に所定の方法により手続きをすることで、
　休会することができます。